

令和元年10月18日

於・総務省8階 第1特別会議室

情報通信審議会 電気通信事業政策部会  
電気通信事業分野における競争ルール等の  
包括的検証に関する特別委員会（第9回）

開会 午前10時01分

閉会 午前11時04分

○山内主査 本日は、皆様、お忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。定刻でございますので、ただいまから情報通信審議会電気通信事業政策部会電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する特別委員会第9回を開催いたします。

本日は会議冒頭にカメラ撮りの希望がありましたので、しばらくお待ちいただければと思います。

○事務局 冒頭カメラ撮りがございますので、1分少々お待ちいただければと思います。

(カメラ撮り)

○事務局 お待たせいたしました。それでは、カメラ撮りの報道関係者はご退室をお願いいたします。

○山内主査 それでは、議事に入りたいと思います。

本日の議事でございますけれども、前回は5月にこの特別委員会を開催いたしました。ここで包括的検証について中間報告書を取りまとめました。それとともに、特別委員会のもとに3つのワーキンググループを設置いたしました。中間報告を踏まえて、このワーキンググループにおいて集中的な検討をお願いしたというところでございます。各ワーキンググループにおいては、本年6月以降、精力的にご検討いただいたというふうに伺っておりまして、論点整理を取りまとめていただいたということでもあります。また、関連する各研究会においても、残る検討課題について継続的にご検討いただいているというところでございます。

本日は、これらの結果を踏まえまして、特別委員会としての最終の報告書案、これについて議論したいというふうに思います。よろしくお願ひしたいと思います。なお、特別委員会のほとんどの委員にワーキンググループへの参加をいただいておりますが、次世代競争ルール検討ワーキンググループにつきましては、特別委員会の委員以外の方にもご参加いただいておりますので、本日はそれらの方にオブザーバーとしてご出席をいただいております。よろしくお願ひいたします。

それでは、最終報告書の内容について、本日の会合でご了承いただければ、特別委員会における最終取りまとめといたしまして、今後、電気通信事業政策部会に報告する予定ということになっております。本日、事務局より案として用意していただいた資料ですけれども、資料9-1、最終報告書(案)概要、それから資料9-2、最終報告書(案)本体、この2つになります。このほか各ワーキンググループにおいて論点整理をご用意してい

ただいておりますが、その内容は最終報告書に全て反映されているというふうに承知しております。参考としてご覧いただければと思います。

それでは、まずは最終報告書（案）の内容につきまして、事務局から審議の経緯等についてご説明いただきまして、その後各ワーキンググループ、それから研究会、それぞれの主査からご説明をいただければというふうに思います。

それでは、まずは事務局から、ご説明をよろしくお願いたします。

○大内事業政策課調査官　それでは、お手元の資料9-1、最終報告書（案）概要に基づきまして、冒頭3ページのみ事務局より簡単にご説明をいたします。

1 ページ目にお進みください。ご案内のとおり、本包括的検証に関しましては昨年8月に情報通信審議会に諮問いたしまして、特別委員会及び関係する研究会等における検討を進めていただき、中間報告書をまとめていただいたところでございます。中間答申後、下でございます3つのワーキンググループを設置いたしまして、集中的な審議をいただいたというのがこれまでの経緯でございます。

2 ページにお進みください。包括的検証中間答申のポイントでございます。中身については繰り返しをいたしませんけれども、各レイヤごとに2030年を見据えたネットワークビジョンといたしまして、環境変化、技術革新の方向性に沿った方向性について取りまとめをさせていただいたところでございまして、右側でございますけれども、取り組むべき主な方向性のうち、一番上の段でございますが、我が国の利用者に対してサービスを提供する海外事業者に対する規律のあり方等につきましては、グローバル課題検討ワーキンググループにおいて、また、3つ目でございますけれども、ソフトウェアを通じたネットワークの管理・運用等に関するルールにつきましても、同様にグローバルワーキングにおいて、また、4つ目でございますけれども、事業者間連携の進展、市場融合に対応した競争ルールのあり方につきましては、次世代競争ルール検討ワーキンググループにおいて検討いただいたところでございます。また、上から5番目でございますけれども、ユニバーサルサービス制度の見直しにつきましては、基盤整備等の在り方検討ワーキンググループにおいてご検討いただいたというところでございます。

3 ページにお進みください。先ほど申し上げましたとおり、本年6月以降、3つのワーキンググループを立ち上げさせていただきまして、その中で、事業者ヒアリングその他、検討、審議をいただいたところでございます。本日10月18日において最終報告書（案）を提示してございますので、これについてのご議論をいただきたいというふうに考えて

いるところでございます。

事務局からは以上です。

○山内主査 ありがとうございます。この資料の4ページ以降に各ワーキンググループの取りまとめ結果を、おのおの1枚でまとめていただいております。各ワーキンググループの主査から取りまとめの内容についてご説明いただければというふうに思います。

それでは、まず基盤整備等の在り方検討ワーキンググループでございますが、これは宍戸主査でいらっしゃいますね。どうぞよろしく願いいたします。

○宍戸委員 東京大学の宍戸でございます。今、主査からご指名ございましたが、ユニバーサルサービス制度の見直しを含む基盤整備等の推進につきまして、お手元の資料9-1の4ページに即してご説明を差し上げたいと思います。

基盤制度等のあり方につきましてワーキンググループにおいて議論をしてみました。その取りまとめ結果についてご報告さしあげます。

まず、検討の出発点であります課題についてでございます。現行のユニバーサルサービス制度は、国民生活に不可欠なサービスである固定加入電話等を対象に、あまねく全国における提供を確保しております。当面、固定加入電話は不可欠な役割を引き続き担うと、そのようなものと想定されますが、急速に進展する人口減少や過疎化等の社会構造の変化に対応し、その提供手段の効率化が課題となっております。またSociety 5.0時代を見据えれば、ブロードバンドが一層重要な役割を担うと想定されるなど、新たな公共インフラとしての通信サービスの整備・維持のあり方が課題となっております。

こうした課題に対し、ワーキンググループにおける検討の結果、①といたしまして電話サービスの持続可能性の確保、②新たなサービスの利用可能性の確保の2点について、具体的な対応を提言させていただいております。

まず、電話サービスの持続可能性の確保につきましては、現状、NTT東西は、NTT法に基づき、電話の提供に当たって全ての整備を自ら設置することが義務づけられておりますが、辺地等におきましては電話の提供に用いられるメタル回線の維持が極めて不経済となり、そして将来的に電話の全国あまねく提供に支障が生ずるおそれがある、そういった場合があるというふうに考えられます。このため、NTT東西に対し、メタル回線の維持が極めて不経済となる場合に、携帯電話網といった他者設備を利用して電話を提供することを例外的に認めるための制度整備を迅速に進めることが適当としております。

制度整備の方向として、他者設備の利用を認める範囲について総務省で基準を明確化

した上で認可制を導入し、他者設備の利用が認められた範囲内であることや、安定的なサービス提供のための体制、品質、設備調達における公正環境などが確保されていることを確認するということが適当としております。

次に②、新たなサービスの利用可能性の確保についてでございます。当面の対応として、地方におけるブロードバンド基盤の維持・更新等が自治体にとって大きな財政的負担となっていることを踏まえまして、ブロードバンド基盤の担い手を公から民へ移行する、それを促すことも視野に入れつつ、予算措置等による支援を検討することが適当としております。一方で、中長期的には、ブロードバンドサービスをはじめとして国民生活に不可欠なサービスが多様化するとともに、今後の社会構造の変化を踏まえれば、こうしたサービスの持続的な提供を確保するための制度的な対応が求められると考えられます。これにつきまして、ワーキンググループにおいては2つの制度的対応の方向性についてお示しをし、それについて利害得失を現時点において整理しております。

まず、方向性の1つ目として、現行制度の考え方を維持し、ユニバーサルサービスの対象としてブロードバンドサービスを追加した上で、それに伴う現行制度の見直しを行う方向を挙げております。これに対しまして②、方向性の2つ目でございますが、サービスが今後一層多様化することを見据え、サービス自体ではなく、その提供を支える基盤である不可欠なアクセス網を新たに法的に位置づけるというユニバーサルアクセスの考え方を導入する、こういった方向もあるのではないかとというふうに挙げております。以上の2つの制度的対応の方向性については、いずれが適当かも含め、今後、専門的・集中的な検討を進めることが適当ではないかとしております。

以上、基盤整備等のあり方について、ワーキンググループの取りまとめ結果をご報告させていただきます。

以上でございます。

○山内主査　ありがとうございます。

次はグローバル課題検討ワーキンググループであります。これは相田先生が主査でいらっしゃいます。どうぞよろしく願いいたします。

○相田主査代理　それでは、同じ資料の5ページ目になりますけれども、グローバル課題への対応につきまして、ワーキンググループにおける取りまとめ結果についてご報告させていただきます。

まず一番上の大きな四角、検討の出発点である課題についてでございますけれども、デ

デジタル経済の拡大や電気通信市場のグローバル化に伴い、我が国においてもプラットフォームサービスが急速に普及しておりますが、このようなサービスを提供する国外事業者に対して電気通信事業法の規律が及んでおらず、我が国の利用者利益などの確保が問題になっているというところでございます。また、ネットワークの仮想化等の革新的な技術が登場し、普及しつつある中で、これに対応するためのネットワークの安全・信頼性の確保といった制度上の課題が生じると考えられます。その一方で、こうした技術の活用を含め、情報通信産業の国際競争力を強化していく観点から、日本発のイノベーション創出に向けた環境整備が求められているという状況でございます。

このような課題に対して、ワーキンググループにおける検討の結果、下の①から③の柱で具体的な対応を提言いたしております。

まず①、グローバル化における利用者利益等の確保につきまして、国内外の事業者間の公正競争や国内利用者の利益などを確保するため、国内利用者にサービスを提供する国外事業者に対して電気通信事業法の規律を適用するための制度整備を迅速に進めることが適当というふうにいたしております。また、国外事業者に対する規律の適用に当たり、実効性や国際的調和を確保する観点から、外国政府機関等との対話を進めることが適当というふうにいたしております。

次に②、ネットワーク仮想化等の技術革新への対応につきましては、当面の対応として、ネットワークの運用におけるソフトウェアの役割が増大していることに対応して、現行の安全・信頼性に対する制度の適切な見直しを進めることが適当というふうにいたしております。また、中長期的には、ソフトウェアやクラウドを通じてプラットフォーム事業者などの新たな主体がネットワークの管理・運用を担うと、管理・運用の一部を担うと言ったほうがいいかもしれませんが、それが可能になるということが想定されますので、こうした場合のネットワークの安全・信頼性や利用者利益を適切に確保していくためのルールのあり方について、引き続き検討していくことが適当というふうにいたしております。

③イノベーション創出に向けた環境整備につきましては、当面の対応として2点挙げてございます。まずNTTグループにおける共同調達につきまして、現在、NTT東西とNTTドコモの間の共同調達が原則禁止ということにされているなどの制限がございませぬけれども、公正競争を阻害しないための措置を講じた上で例外的に制限を緩和し、調達コストの低減効果を投資に回すことにより、研究開発の促進や利用者利益への還元を図

ることを提言いたしております。また事業者間連携におけるイノベーション創出を促すため、ローカル5Gの普及促進などに向けた制度整備を進めるとともに、現行の禁止行為規制などの適切な運用を検討することが適当というふうにいたしております。また中長期的には、フォトニクスネットワークやBeyond 5Gといった革新技術の実現に向け、研究開発支援のあり方等を検討することが適当というふうにいたしております。

以上、グローバル課題への対応につきまして、ワーキンググループでの取りまとめ結果についてご報告させていただきました。

○山内主査 どうもありがとうございました。

次は次世代競争ルール検討ワーキンググループであります。これは新美先生が主査でいらっしゃいます。どうぞよろしく願いいたします。

○新美委員 新美でございます。それでは、お手元の資料、同じく9-1の6ページをご覧いただきながら、次世代競争ルールのあり方についてのワーキンググループでの取りまとめ結果をご報告申し上げます。

まず、最初の四角にあります、出発点である検討課題についてでございます。現行の競争ルールは、事業展開上、不可欠性や優位性を有する設備を他事業者が利用するに当たりまして、接続を中心としてルールの充実・強化を図ってきておるところでございます。一方で、柔軟な設備利用が可能な卸役務の利用が近年拡大してきておりまして、これに伴い卸先事業者からは、料金などの提供条件の適正性に関する課題が指摘されているところがございます。これを踏まえまして、現行制度を見直し、提供条件の適正性と卸役務による柔軟な設備利用のバランスを確保することが求められておるところでございます。

また今後、5GやIoTの普及に伴いまして、事業者間連携が多様化し、卸役務の利用が一層拡大することが想定されるところでございます。更に、移動通信市場と固定通信市場の融合が進むなど、市場やネットワークの構造が大きく変化した場合、現行の競争ルールでは対応が困難となる可能性も考えられるところでございます。

こうした課題に対し、ワーキンググループにおける検討の結果、当面の、そして中長期のそれぞれについて具体的な対応を提言しております。

まず当面の対応といたしましては、指定電気通信設備を用いて提供される卸役務について、提供条件などの実態把握を強化するとともに、NTT東西による光回線の卸売サービスや、MNOによるMVNOへの音声卸サービスなど念頭に置きまして、接続では実質的に代替困難な可能性があるものについて、料金水準の適正性などが確保されているか、

検証を行う仕組みを導入することを提言しております。この仕組みにつきましては、まずは現行法をベースとした省令やガイドラインなどによる措置を想定しておりますけれども、その後の動向を注視した上で、必要があれば、その必要に応じて、電気通信事業法の改正を含めたさらなる対応を検討することが適当ということにしております。

次に、中長期的な対応でございますが、5Gサービスの本格開始に伴い、基地局整備におきましては光回線が一層重要な役割を担うなど、固定通信と移動通信が融合したネットワーク構造が出現するということが想定されます。また、先ほどのネットワーク仮想化における議論にもありましたとおり、プラットフォーム事業者といった新たな主体がネットワーク市場に対して強い影響力を有するようになる可能性も考えられるところでございます。

これを踏まえまして、市場環境の変化を適時適切に把握した上で、現行の設備に着目した競争ルールを見直し、例えば5G時代における事業展開上重要となる設備の考え方や、サービスや機能にも着目した新たな市場支配力等の考え方の導入を見据えまして、引き続き検討することが必要というふうにしております。

以上、次世代競争ルールのあり方につきまして、ワーキンググループの取りまとめをご報告申し上げます。

○山内主査 ありがとうございます。3つのワーキンググループからの報告は以上ということになります。

資料9-1の7ページ目をご覧くださいますと、包括的検証における個別の政策課題への対応の方向性ということで、具体的な方向性が書かれているわけでありまして。この内容については各研究会において検討いただいたわけでありまして、この検討状況について及び今後の検討の方向性についての取りまとめということになっておりますので、各研究会の座長から、やはり報告をお願いしたいというふうに思います。

まずは、これも新美先生ですけれども、モバイル研究会・消費者保護ワーキンググループの新美主査をお願いしたいと思います。

○新美委員 それでは引き続き、ご報告申し上げます。

改正事業法のフォローアップ、モバイル市場の競争環境の確保のあり方及び消費者保護ルールのあり方について、モバイル研究会及び消費者保護ワーキンググループにおける検討状況について、ご報告申し上げます。

まず、両会合におきまして本年1月に行いましたモバイルサービス等の適正化に向け

た緊急提言を踏まえまして、電気通信事業法の改正法が本年10月1日に施行されたところでございます。これは、通信料金と端末代金の完全分離、行き過ぎた囲い込みの禁止、販売代理店の届出制度の創設などを内容とするものでありまして、モバイル市場の公正な競争の促進や、販売代理店の業務の適正性確保などを目的とするものです。両会合の合同会合におきましては、改正法の成立後、電気通信事業者や販売代理店に対するヒアリングを含め、その詳細を定める省令等の案の方向性の議論を行ったほか、省令等の確定後には、10月1日の施行に向けた準備状況等に関しまして電気通信事業者等からのヒアリングを実施したところでございます。今後は改正法施行前後のモバイル市場の状況を確認してまいる予定でございます。

このほか、モバイル市場の競争環境に関する研究会では、5G時代におけるMNOとMVNOの競争環境の一層の整備に向けまして、MVNOによる5Gの円滑な提供開始、eSIMの普及促進、モバイルネットワークの仮想化への対応の課題等について検討するとともに、SIMロック解除のルールの見直し等の検討を進めていく予定でございます。

消費者保護ルールの検証に関するワーキンググループにおきましては、中間報告書で取りまとめた論点についてのフォローアップを行いました。また、今後のIoTサービスの進展を見据え、消費者保護ルールのあり方について議論を行い、今後、その検討方法の方向性について取りまとめる予定でございます。

以上、研究会及びワーキンググループにおける検討状況をご報告申し上げます。

○山内主査 ありがとうございます。

次は4つ目、ネットワーク中立性です。これについては森川先生が座長でいらっしゃいますが、今日のご欠席ということでございますので、事務局から報告をお願いしたいと思います。

○山路データ通信課長 ネットワーク中立性に関する研究会の検討状況について、事務局よりご説明をさせていただきます。

本年4月に研究会で中間報告書を取りまとめられておりまして、それに基づきまして主に4つの取組が現在進められております。そのような取組について研究会ではフォローアップいただいています。

1点目でございます。帯域制御につきましては、関係業界団体で構成される協議会において2008年に策定された「帯域制御の運用基準に関するガイドライン」を本年中に改定するべく、通信の秘密や利用の公平といった観点から、許容される帯域制御の手法や利

用者への周知方法等について議論が進められております。

2つ目でございます。ゼロレーティングサービスにつきましては、中立性研究会のもとにワーキンググループを設置しまして、通信事業者や国内外のコンテンツ・プラットフォーム事業者からヒアリング等を行っております。その上で、ゼロレーティングサービスの提供に関する指針というものを本年中に策定するべく、現在ご検討いただいているという状況です。

3点目、モニタリング体制についてでございます。こちらにつきましては、電気通信市場検証会議のもとで今後モニタリングを実施するという方針が決定されております。先ほど申し上げた帯域制御ガイドラインの改定や、ゼロレーティングサービスに関する指針策定を受けまして、こういったルールが遵守されているかどうかを、この市場検証会議のもとにワーキンググループを設置して、モニタリングしていただくというような予定になっております。

最後、4点目でございます。トラヒックの効率的かつ安定的な処理のための体制整備につきましては、総務省において、現在、関係者のヒアリング等を行いつつ、予算要求、税制要望等を行っております。そういったものを活用しながら体制整備を行っていく予定でございます。研究会におきましては、こういった取り組みについて今後も引き続きフォローアップしていただくというような予定です。

以上です。

○山内主査　　ありがとうございました。

それでは、最後はプラットフォームサービスに関する課題ということでございまして、これは宍戸先生が座長です。よろしく願いいたします。

○宍戸委員　　それでは、スライド7枚目の最後になりますけれども、プラットフォームサービスに関する課題への対応のあり方につきまして、プラットフォーム研究会における検討状況についてご報告をいたします。

本年4月に取りまとめ、公表いたしました研究会中間報告書におきましては、次の3つの検討事項について整理するというふうにさせていただいたところでございます。具体的には、第1に、電気通信事業法の通信の秘密の保護規定及びその履行確保に係る共同規制的なアプローチを含む適切な方策の実現のための法整備など。第2は、通信の秘密、プライバシーの保護の観点からの規律の適用範囲・対象の見直し、あるいは明確化。第3に、ファクトチェックの仕組みやプラットフォーム事業者とファクトチェック機関との連携

などの自浄メカニズムなど、この各事項につきまして、先ほど相田主査からご説明ありましたグローバル課題検討ワーキンググループとの合同ヒアリングなども踏まえまして、主要課題の検討を進めてきたところでございます。

これまで、通信の秘密の保護規定を国外事業者に適用する場合の履行確保に関する課題、市場環境の変化を踏まえた規律の適用範囲・対象の見直しに関する課題などについて検討を進め、今後、フェイクニュースや、にせ情報、ディスインフォメーションに関する課題についても検討することとしております。また、送信元の成り済ましやデータ改ざん防止等を実現する仕組みであるタイムスタンプなどのトラストサービスにつきましては、我が国としての制度の具体的なあり方について検討を行っているところでございます。今後、主要課題の検討結果を踏まえ、論点整理の上、各施策の方向性の整理を進めていく予定でございます。

以上、プラットフォームサービス研究会における検討状況についてのご報告でございます。

○山内主査 ありがとうございます。ワーキンググループ、それから各研究会についてご報告いただきました。この内容が最終報告書の案に盛り込まれているということでございます。

それでは、そういったところを踏まえまして、最終報告書について意見交換をしたいと思います。皆様から、お気づきの点、あるいは質問等も含めて、ございましたらご発言をいただきたいというふうに思いますが、どなたかご発言ありますでしょうか。ご感想ということでも結構だと思いますけれども。

どうぞ、新美委員。

○新美委員 先ほど次世代競争ルール等のワーキンググループの論点整理をご報告申し上げましたが、そこでは、卸役務については、総務省において一定の指定設備卸役務に関する提供条件等の実態を適切に把握し、情報を整理、公表していく必要があるというふうにしておるところでございます。現行法上、光回線卸売サービスとモバイル卸売サービスに限って、卸役務の内容や料金を総務省に届出ることになっておりまして、本ワーキンググループにおきましても、サービス卸などの例を取り上げながら、料金水準の適正性を確保すべきという議論が行われてきたと理解しております。しかしながら、多くの役務提供を受けている一部の卸先事業者のみしか届出の対象となっておらず、実態が十分に把握できていないのが現状でございます。

こういった情報は、契約あるいはビジネス上のノウハウなど機微にわたる事柄にもかかわりませんが、そういうことから一概に一般に公表すべきかどうかという点には非常に慎重な検討を必要とするところがございますが、少なくとも総務省は卸役務の円滑な提供が行われているかを把握するという観点から、こうした情報にも触れるようにすることが重要ではないかというふうに思っております。

そもそも指定設備卸役務の届出制度と申しますのは、指定設備に用いる卸役務が他事業者にとって重要な位置を占めておりまして、利用の円滑化を図るために必要な情報を整理する必要があるという考え方に基きまして、公正競争を確保する観点から設けられたものであります。行政におきまして、誰がどの程度サービス提供を受けているかということは、競争環境を的確に把握する上で不可欠の情報であるとも言えます。また、先ほど報告いたしました、私は消費者保護ワーキングの主査も務めておりまして、改正電気通信事業法におきまして代理店の届出制度を導入したところでありまして、電気通信サービスの提供・販売形態が多様化する中で、実態把握をするということは、そしてそれを強化するということは、消費者保護にとっても大いに資するところであるというふうに考えております。

今後、そのワーキング、それから研究会の取りまとめを踏まえまして、総務省においては、制度化の検討を進めるに当たっては、今申し上げました点も提供条件等には含まれ得るという点について、ぜひご留意願いたいというふうに思っているところでございます。

以上、ワーキング、研究会のまとめをする中で考えたところを申し上げます。

○山内主査　ありがとうございます。コメントということで、事務局のほうで受け取っていただければと思います。

ほかにご発言のご希望ございますか。北委員、どうぞ。

○北委員　せっかくなのでコメントさせていただきます。コメントというか、最終的には要望も入っております。

今回の取りまとめ、非常に核心に迫る内容がたくさん含まれております。日々私どもコンサルティングファームとして仕事をしている中でも、一気にフェーズが変わってきている。情報通信そのものの発展、言うならばICTの産業化というフェーズから完全に今は脱して、全産業のICT化とでもいいますか、あらゆる産業セクターのプレーヤーがICTを使って自らを変革していくという、そういうフェーズに入ってきておりまして、私どもはそのお手伝いをしているわけですが、今回の取りまとめ内容は、まさにその取りま

とめ後です。ICT業界のプレーヤーはもとより、あらゆるセクターの一般事業会社にとっても、これからICTを活用して新しい付加価値を創造していく上で、これは重要な指針といいますか、ナビゲーションになるような内容が多分に含まれておりますので、パブコメのときからもっと広く意見を募集していただくと事務局の方が大変だと思いますので、取りまとまった後にはぜひ広く、他産業も含めてこの内容を広報していただき、できればもう少し簡単なというか、わかりやすく、かみ砕いた表現、内容で広く一般に知らしめることで、そこでまた新たな意見を吸い上げて、取り込んで、また制度改革、ガイドラインづくりに活かしていただきたいと思います、それが要望でございます。

○山内主査 ありがとうございます。ほかにございますか。

どうぞ、木村委員。

○木村委員 主婦連合会の木村でございます。今回取りまとめをありがとうございます。

それで、いろいろな検討を今後されていくということを伺っているのですけれども、やはりこういったことは利用者がどう利用していくかということが一番大事だと思います。どんなにすばらしい技術であっても、施策であっても、結局利用者にとってどうなのかという視点がないと、それは絵に描いた餅ではないかと思っておりますので、どうか利用者の視点からどうなのかということ踏まえた上で今後検討していただきたいと思います。

利用者と申しましていろいろな方がいらっしゃいまして、それこそ初心者からプロまで、そして事業者までいろいろいらっしゃると思うのですけれども、新しい技術がたとえ提供されたとしても、新しいサービスを皆さんが一気に利用するわけではありませんので、様々な利用者がいるということを念頭に置いて、利用者が悩んだり、たらい回しにされないような、そういったことをお願いしたいと思います。

以上です。

○山内主査 ありがとうございます。そのほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○酒井構成員 私は次世代競争ルールWGに属しておりまして、今まで競争ルールというほとんど接続関係が多くて、接続関係といいますと、要するにNTT東西が適正なコストで、適正な料金で提供しているかということで、大体コスト、料金、そういう話で済んだ場合が多かったような気がいたします。卸まではその一環で、確かにサービス形態は違いますけれども、相手としては接続利用者料金、それを考えながら卸の料金が適正かどうかというところで議論すればいいと思うのですが、そこから後の次世代になってまい

りますと、多分プレーヤーも全然変わってくる可能性がありますし、例えば仮想化になってまいりますと、この仮想化されたネットワークのコストなんていうのは、品質もあるし利用勝手もあるし、もうどう考えていいかさっぱりわからない形ですので、競争ルールそのものが結構変わってくる可能性があるのではないかと思いますので、ここに書いてある内容はそのとおりなのですが、中身が結構難しそうですので、基本的にどういう考え方でいくのが適切かというのは最初に考えておかないと、何か発散してしまうのではないかという気がいたしまして、今後よろしくお願ひしたいと思います。

○山内主査 ありがとうございます。そのほか。

相田先生、どうぞ。

○相田主査代理 相田でございます。資料でいいますと4ページ、ユニバーサルサービス制度の見直しを含む基盤整備等の推進というところは大変興味深く拝見させていただきまして、ぱらぱらと、急いで参考資料9-1を拝見させていただきまして、大変妥当なところだと思っております。

現在、ユニバーサルサービスであります固定電話サービスについては、最新の技術を用いて最も効率的なネットワークを再構築した場合にきくコスト、いわゆるLRICというので接続料が計算されておまして、実はその最新の技術というのが、もう固定電話だけを提供するようなことを想定した技術に全然なっていないというところで、やや矛盾をはらんでいるところがございます、やはり国民生活に不可欠なサービスというのがどういうモデルであるのかということをも早く明確化して、それに必要なコスト、適正なコストの見積もりというようなことを行っていく必要があるのかなというふうに改めて思った次第でございます。

○山内主査 ありがとうございます。ほかにいらっしゃいますか。

どうぞ、中尾先生。

○中尾委員 東京大学の中尾です。まず、この最終報告案は非常に多角的な点から検討がされていて、非常によいメッセージになるのではないかなと思っております。それを端的に表しているのが2ページだと思ひまして、これだけの多角的な視点から、各ワーキングあるいは委員会が、現状の規制をきちんと変えていこうという方向で検討が行われているということで、とてもいいと思ひます。

ある意味、これからパブコメに入るわけなんですけれども、そうしますと、まずこの分厚い報告書、大変だったと思ひますが、これを見る前に皆さんが多分お読みになるのが、

このエグゼクティブサマリーとしての概要とかポイントというところになると思っています。まして、スペースがないんですけれども、ここに込められたメッセージというものが非常に重要な役割を果たすのかなと思っています。

そういう目で見たとときに、2030年に向けていろいろな見直しであるとか前向きな検討がなされているという印象は受けるんですけれども、ちょっと自分の担当だったところを見てみると、例えば、以前、日本の企業さんが元気が出る報告書になるべきではないかというような議論もあったところなんです。そういうエグゼクティブサマリーとして見たときに、5ページ目の③、ここはおそらく吉川構成員とか森川構成員が大分、元気が出るようにしましょうといったポイントではないかと思うんですが、我が国発のイノベーション創出に向けた環境整備という観点で言うと、中長期的な対応のところはかなり絞った書き方がされていまして、フォトニクスネットワーク等の革新技術の実現に向けて研究開発支援のあり方等を検討ということなんです。何となくフォトニクスネットワークだけに焦点が当たっているような印象もありますので、これは、中を見ると、報告書の中にはたくさんいろいろなことが書かれていて、必ずしも光通信だけではないというのがよくわかるんですけれども、この概要の位置づけ。一例でフォトニクスを出したんですが、この概要の文書というのは非常に重要なので、そういう点であまり誤解がないというか、もう少し前向きな、全般的に前向きになっているということの印象が出るのかなと思っています。また発言をすると事務局の負担が増えてしまうんですけれども、ちょっと気づいた点として申し上げました。

○山内主査　ありがとうございます。本文のほうは基本的にいろいろ書いてあって、まとめのほうということですね。その辺も踏まえて、まとめのほうは少し手直しというところがあるかも。

ほかにいらっしゃいますか。どうぞ、吉川委員。

○吉川委員　今回の報告書案ですけど、今のこのタイミングでどういうふうを受けとめられるかということについて少し不安のあるところがあると。要するにモバイルについて、私はモバイルのワーキングのメンバーではないですけど、モバイルの緊急提言を昨年出し、事業法を改正し、10月1日に施行し、残念ながら第1ラウンドは空振りに終わってしまった。今メディアでもいろいろ書かれているという状況で、普通、こういう審議会が動いている最中に、法律が実際に改正され、施行されるという機会はあまりなくて、ある意味では見事に政策が空振りしてしまったなという印象を私は持っているし、そうい

うふうに世間も受けとめるのではないかなと思うんですね。

それでどうするかなんですけど、もう1回、特に海外の状況をやはりしっかり見たほうがいいんじゃないかなというふうに、個人的に思っています、特に規制の面で。モバイルの料金とかブロードバンドの料金については内外価格差をいろいろ毎年調べていただいているんですけども、規制制度についてももう一度、虚心坦懐に海外の事例を見る必要があるなど。何で周波数オークションを入れている海外のほうが携帯電話の料金が安いんですかということに対して、誰もちゃんと答えられない。MNOとMVNOとの間で、基本的には卸役務しか使っていない海外のほうが、相互接続制度がない海外のほうがなぜMVNOが普及しているんですか。海外のほうが安いというんですけど、カバレッジって本当に日本と同等なんですかというような点について、もう1回ちゃんと見直さないといけないのかなというふうに思っています。

その意味で、もし報告書に加えていただくとすると、分厚いほうの報告書の81、82あたりに利用者料金等のモニタリングと書いていますけれども、海外の諸制度をもう1回、見直す必要があるのかなというふうに思っています。特に5Gに向けて海外もこれから制度を変えていくかもしれないので、そうしたベンチマークというのは今後も必要になるのかなというふうに考えております。

○山内主査　ありがとうございます。今のは本文に対する修正というのではなくて、このところを踏まえたときに、今おっしゃったように海外の情報をこれから集めるというか、精査するというか、必要だというご趣旨ということで。

○吉川委員　そうですね。ですから81、82の利用者料金のモニタリングという表現の文章の中に、基本的には定量的、定性的な分析をしましょうということなんですけど、海外の諸制度についても引き続き、綿密にベンチマーク、調べていきましょうという文言を入れてはどうかという提案です。

○山内主査　わかりました。ありがとうございます。ちょっと検討させていただきます。

そのほかにいかがでしょう。どうぞ、石井委員。

○石井委員　中央大学の石井です。最終報告書案の取りまとめ、大変お疲れさまです。私のほうからは確認が1点と、1点コメントをさせていただければと思います。

分厚いほうの中間報告書(案)の39ページのところで、規律の実効性の確保に関する説明があるかと思います。「域外適用に当たっては、執行管轄権の制約から」という文章があるわけですが、その前のページに電気通信事業法の規律を適用することが適

当だということがはっきり書いてある上で、執行をどう担保していくかという部分の規律をどう設けるかという問題になります。39ページ(4)の記載の1段落目の中に、その点をやや慎重に書いてある部分がありまして、具体的には「その代替となる手段」という文言、書きぶりが39ページのところに出てのですが、これと、157ページあたりのプラットフォーム研究会の取りまとめの部分をどのように読むべきかが若干気になっております。

これについて、まず執行に係る規律をきちんと法律の中で明文上設けるのか、あるいは、その代替的な手段、例えば共同規制的なアプローチをベースとして外国の事業者とも協力を図っていくことを目指していくのか。法律がどこまで踏み込むについての書きぶりが、どのようなメッセージとして伝わっていくのかというのが、やや曖昧な印象を受けましたので、このあたりの読み方について確認したいと思った次第です。

もう1点はコメントですけれども、全体をざっと拝見してみますと、別の文脈で重なる問題が出てくる箇所があるかと思えます。例えば97ページあたりのインフォームドチョイスは消費者保護ルールのあり方の場面から、それから150ページのあたりではプライバシーの側面で同意疲れがあること。こうした文脈で、利用者、消費者が情報の提供を受けて同意をするという場面で、違った切り口から同じような問題が議論されている箇所があるかと思えます。これらを全体的に見たときに、論点の共通性が見られるところについては、電気通信分野における規律を考える上でどのような法解釈が適切であるのかを俯瞰的に分析していくという観点も必要かと思った次第です。

以上です。

○山内主査　ありがとうございます。では、1点目については事務局からご回答、お願いできますか。

○大内事業政策課調査官　ご質問ありがとうございます。執行管轄権についてでございますけれども、様々な方策があるということについてご議論いただいたというふうに認識してございまして、その中で、電気通信事業法の制度のあり方を見直す中で、どの方向で行くべきというところまでの意見の集約は見られなかったのではないかという前提のもとで、課題認識とあるべき方向性の案について事務局のほうでまとめていただいたというのが率直なところでございまして、書きぶりによって、その受けとめ方が、積極的だったり消極的だったりといった受け取られ方をするというのがあるのであれば、また主査ともご相談の上、記述の受けとめ方の整合性を図れるような工夫ができないかという

ことについて検討したいと思えますけれども、ただ具体的には、やはり執行管轄権の制約を認識しながら、とはいえ実効性のある形で法律を執行するためにどのような方策があるかということについては、既に、この記述にもございますとおり、例えば代理人ですとかというようなやり方、もしくは海外の当局との協力をを行うといったような様々な方策がありまして、そういったものの中には、ほかの法律において既に法律上規定されているものもあれば、運用上それが担保されているものもございます。

また、共同規制という考え方については、必ずしも電気通信事業分野では、まだ明文化がされているものでは当然ないですし、今後いろいろ検討すべき課題があるというふう  
に思っておりますので、方策によって濃淡ですとか、ほかの制度との兼ね合いにおいて検討すべき課題の多寡というものがあろうかと思えます。こういったことを全体として俯瞰した上で総合的に今後検討していきたいと思えますので、現時点でどれかの方策について何か強いメッセージを込めているというものではなくて、全体を見据えた上で今後検討していく必要があるという認識でいるということだけご理解いただければと思えます。

○山内主査　　よろしいですか。

○石井委員　　立法でどこまで書き込むかという点についてもまだ検討の余地があるところ  
—はい。わかりました。

○山内主査　　ということでございまして、先ほど事務局からありましたように、何か内容的に考えられることがあるとすればということで、検討させていただくということにさせていただきます。

そのほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○石田委員　　全国消費生活相談員協会の石田です。私からは消費者視点ということになりますけれども、必要としているところには電気通信サービスが届けられなければならないということだと思えますので、ルーラルエリアにおける人たちが必要としているブロードバンドサービスは今後についても安定的に環境を確保していくということが必要かと思えます。それは書かれているので、よかったと思っております。

また、先ほど木村委員からもお話がありましたけれども、誰でも使えるようにということで、携帯からスマホに変わったときに高齢者がついていけなくてトラブルになっていたということが、現在、スマホ教室が行われたり、リモートサービスが提供されるようになって、やっとみんなが使えるようになったというようなこともありますので、5G

で、様々なIoT機器の中に通信が組み込まれていくということになるかとは思いますが、すけれども、そうした場合にも、高齢者であっても、誰もがストレスなくサービスを利用できることを期待しております。意見ですけれども。

○山内主査 ありがとうございます。そのほかいかがですか。

どうぞ、松村委員。

○松村委員 先ほど吉川委員がご発言になった加筆はもっともだと思いますので、もし可能であれば対応していただきたい。

その上で、私はそれでもちょっと不安がある。まずご発言の中で、諸外国でオークションが導入されているところが安くて、そうでない日本が高いということを従来の整理からは出てこない事象として言われたような気がしたんですが、少なくとも経済学的に考えれば、今の電波利用料制度とオークションというのを比べて、オークションを導入したら当然に高くなるはずだなどと主張する人が確かにいるのは知っているんですが、それはどう考えても理屈としておかしいと考えます。オークションが入っているほうが安いというのは不思議なことでも何でもなくて、私はごく自然なことが起こっていると思っています。むしろオークションを入れると携帯の価格が高くなるということがこの通信業界で常識になっているとすれば、そっちのほうがずっとまずいことだと思うので、その点は経済学者として一言言わないわけにはいかなかったもので、発言させていただきました。

それから、同じく携帯のところでの接続と卸というところでも発言があったのですが、これはご指摘、全くそのとおりだと思います。やらないという選択肢も、接続をやめるというのも、規制をするというのも選択肢の1つだとは思いますが、1つ考えなければいけないのは、因果関係が逆かもしれない点。つまり卸だけでは競争が十分起きなかったもので、競争が十分起きるところ、諸外国であればそれだけでよかったのかもしれないのだけれど、追加の規制が必要だったという可能性もある。その追加規制があるにもかかわらず競争が起こっていないという因果関係が本当に正しいかどうかとも考える余地はあると思います。そういう意味で、諸外国の制度をきちんと調べるのは十分意味があると思います。

最後に、今ルーラルの議論が出てきました。まさにそのとおりだと思うのですが、一方で、何回も何回も繰り返し言っていますが、コストとの見合いということでもある。各自治体のある種の裁量というか、最適な政策ということとの見合いでもある。この点は決して忘れないようにしていただきたい。でも報告書にはきちんとこの点も書かれておりま

すので、特に修正していただきたいという意味での意見ではありませんでした。

○山内主査　ありがとうございます。

ほかにいらっしゃいますか。よろしゅうございますか。

ご意見いただきましてありがとうございます。特に大きく修正というご意見ではなかったとは思いますが、幾つかのご指摘をいただきましたので、これらの事項につきましては、報告書の修正の要否、あるいは内容について、大変恐縮でございますけれども、私のほうにご一任いただければというふうに思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○山内主査　ありがとうございます。それでは、最終報告書（案）につきましては、私のほうで預からせていただく形ということにいたしまして、必要に応じて修正を行った上で、本委員会の最終報告書として電気通信事業政策部会に報告したいと思います。

以上で終了ということになりますけれども、今日は実はこの特別委員会の最終回ということでございまして、ですから最終報告書を皆さんにご審議いただいたわけでございますので、私のほうから皆さんに一言だけ御礼を申し上げたいというふうに思っております。

非常に多岐にわたる課題を今回ご議論いただいたのではないかと思います、それを精力的にご議論いただくことによって今回のこの報告書ができ上がっている。それについては、まず皆さんに感謝を申し上げるところであります。

やはりこの分野というのは、改めて言う必要もないんですけども、技術の進歩、進展というのはものすごく早くて、今回、中間報告をまとめて、それからワーキンググループを3つ作った訳ですけども、そういうたてつけ自体を変えなければならなかったというのもやはり技術進歩の問題があり、そしていろいろ議論をしていくうちに、議論の論点というのがいろいろ複雑に絡み合っていると、こういうことが明らかになったというふうに思いました。それに対して迅速に、各主査中心に対応いただいたということで、これも大きな感謝をすべきものであるというふうに思っております。

今回、そういった点を踏まえて、2030年を見据えた議論をした。それで、非常に口幅ったい言い方ですが、その大きな道筋を大胆に示したということでもあります。その中で具体的な提言をしたという点が意義深いものだったというふうに考えております。特に、3つのワーキンググループで取りまとめていただいた基盤整備、グローバル課題への対

応、それから競争ルール、こういったことは今後の電気通信分野の政策の根幹と言えるものであるというふうに思っております。それを議論していただいたことは非常に重要だったというふうに思っております。

こういう形で提言ということになりましたので、行政の側で、総務省におかれましては制度整備等、必要な対応を迅速に取り組んでいただきたいというふうに思います。これを私から要望したいと思います。

最後でございますけれども、各研究会の座長、それから構成員の皆様におかれましては、引き続き精力的な議論をお願い申し上げて、挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは最後に、総合通信基盤局の谷脇局長から一言ご挨拶をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○谷脇総合通信基盤局長　本特別委員会で今回、最終報告書のお取りまとめをいただきまして、誠にありがとうございます。非常に会合の数も多くて、委員の皆様、本当にお忙しい中、いろいろな観点から闊達なご議論をいただきましたこと、改めて御礼を申し上げます。

この包括検証でございますけれども、もともと私どもの問題意識としては、やはりネットワークのSDNだとかNFV化ですとか、今までとはちょっと変わってきている。それから、一部の機能がクラウド化してきている、マーケット自体がグローバル化してきている、それから上位レイヤの影響度が高まってきていると。こうなるとまいりますと、今までの電気通信事業法の想定していた世界とは違うものが相当程度生まれてきているというふうな問題意識がございましたので、この特別委員会におきましても、様々な政策課題を、いわば棚卸しをしていただくということであったと思いますし、それによって政策課題あるいは政策体系を再整理することによって、政策の予見可能性を高めていくというような意味合いもあるのだろうと思っております。

したがって、今回この報告書を踏まえまして、私どもとしても、今、主査からもお話ございましたけれども、躊躇することなく、スピード感を持って、必要なルールの見直しですとか、制度見直しに取り組んでまいりたいと思っておりますけれども、その際、今日もお話ございましたけれども、やはり、ユーザーセントリックといいましょうか、利用者にとっての利益の最大化ということを念頭に置いて進めてまいりたいと思っております。また、一部は既に、モバイルサービスの分野で改正電気通信事業法が10月から施行されました。皆

様方には短期的な視点だけではなく、中長期的な視点も含めて、温かい目で市場の動きを見守っていただくとともに、私どもとしても継続的に、制度改正の趣旨が貫徹するかどうかと、あるいは必要な見直しは更にはないのかという観点から検証を行ってまいりたいというふうに思います。

今回の最終報告書につきましては、この後、電気通信事業政策部会にご報告させていただいた上で、意見募集を経て、年内を目処に情報通信審議会から最終答申をいただく予定としております。この特別委員会におきまして、重ねてでございますけれども、皆様方のご協力に感謝をするとともに、引き続き政策の実現に向けまして、様々な面でのお力添えを賜ればというふうに思っております。どうもありがとうございました。

○山内主査　　どうもありがとうございました。

それでは、事務局から、今後の予定についてご説明をお願いいたします。

○事務局　　本最終報告書につきましては、10月23日に開催予定の電気通信事業政策部会において、山内主査よりご報告をお願いする予定でございます。また、部会においてご了承いただければ、その後、10月24日より最終答申（案）として意見募集に付される予定でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○山内主査　　以上のとおりでございます。

それでは、本日これで閉会ということになりますが、改めて皆さんに御礼申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

<以上>